

学校給食施設・設備維持管理マニュアル

令和5年3月31日改訂

令和5年4月1日施行

小学校及び加古川養護学校における給食施設・設備維持管理マニュアルは以下のとおりとする。

1. グリスフィルター

排風機吸気部のグリスフィルターを取り外して、洗浄のうえ元の位置に取り付ける。取り付け後は、排風機が正常に動作することを確認すること。なお、グリスフィルターの洗浄は、1週間に1回以上行うこと。

※排風機本体に取り付けられている中高性能フィルターは洗浄等手入れ不要。

2. ダクトフード

ダクトフードの洗浄は1年に1回以上行うこと。外側、内側の両方について、埃塵を雑巾等で拭き取る。油污れ等には油おとし剤等を使用すること。内側のグリスフィルターの奥についても、手の届く範囲で実施すること。

3. 吸気ファンのエアフィルター

吸気孔のカバーを取り外して、洗浄のうえ元の位置に取り付ける。取り付け後、換気扇が正常に動作することを確認すること。なお、エアフィルターの洗浄は、1か月に1回以上行うこと。

※施設により、屋上設置、給食室内設置の違いあり。

4. 各調理等機器類

野菜裁断機、球根皮剥機、食器消毒保管庫、ガス回転釜、フライヤー、食器洗浄機、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫、その他の受託業務のために用いる機器類については、それぞれの取扱説明書に従って、日常点検、清掃等の手入れを実施すること。

※冷蔵庫冷凍庫類のエアフィルターは1か月に3回以上洗浄すること。

5. エアシャワー

エアフィルターは、1か月に1回以上、掃除機等で埃を取り除き、汚れの状況に応じて洗浄を行うこと。

※フィルター類を洗剤で洗浄する際は中性洗剤を使用すること。

6. 換気扇、電灯の笠、パイプ及び天井付近

換気扇の洗浄は学期ごとに1回以上、電灯の笠、パイプ及び天井付近の清掃は1年に1回以上行うこと。油污れ等には、油おとし剤等を使用し、埃塵を雑巾等で拭き取ること。

7. 台車等

台車等のキャスターは、ベアリング部分に定期的に注油し、良好な状態で使用できるよう努めること。

8.小荷物専用昇降機の点検

加古川市の指定する業者が1年に2回行う。なお、点検の立会い等を含め、協力すること。

9.中央ガス栓

手動レバー式の中央ガス栓は、業務開始前に開栓し、業務終了時には閉栓すること。

10.グリストラップの定期清掃(グリストラップ内に受け籠が設置されている場合のみ実施)

(1)グリストラップ内に受け籠が設置されている場合は、受け籠内の残飯等を取り除くこと。

(2)グリストラップの定期清掃は、1週間に1回以上行うこと。

11.グリストラップ内洗浄及び汚泥(汚水・油脂固形物)抜取り処分

(1)学校給食調理場に設置されたグリストラップ内の汚泥を全て抜取り、産業廃棄物として収集運搬及び処分すること。また、グリストラップ槽内及び管内の洗浄を行うこと。

(2)グリストラップ内の洗浄及び汚泥抜取りは、1年に2回以上実施すること。

(3)産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストを作成すること。なお、マニフェストについては最終処分終了後に教育委員会学務課に提出すること。

12.調理室内排水溝・排水管全般の清掃

(1)給食室内の排水溝は毎日溝蓋を上げ、溝の中のごみを取り除き、汚れを落とした後、水で洗い流すこと。

(2)給食室内の排水管も詰まり等のないよう管理を行うこと。

13.鼠・ゴキブリ及びその他の害虫駆除と防止

(1)駆除及び防止場所

給食調理場(検収室、下処理室、洗浄室、配膳室、休憩室、食品倉庫、便所等も含む)及びその他多発箇所

(2)駆除及び防止の方法

①鼠防除

a. 調査 1年に1回以上 (ア)環境調査 (イ)生息調査

b. 殺鼠施行 1年に4回以上

殺鼠方法……化学的・物理的・環境的防除法を併用し、有効かつ安全に実施する。

使用薬剤……「化学的防除法」としてクマリン系殺鼠剤を使用する。

c. 防鼠施行 1年に2回以上 給食室等各出入口および食品倉庫

防鼠方法……化学的・物理的・環境的防除法を併用し、有効かつ安全に実施する。

使用薬剤……「化学的防除法」として防鼠忌避剤を使用する。

②ゴキブリ防除

a. 調査 1年に1回以上 (ア)環境調査 (イ)生息調査

b. 殺虫施行 1年に4回以上

殺虫方法……ベイト工法及び噴霧法の併用による残留噴霧法

使用薬剤……(ア)ベイト工法 ヒドラメチルノン又は同等品を誘引駆除剤として使用する。

(イ) 残留噴霧法 下記の中から1種類選択すること(同等品可)

・水性サフロチン乳剤 (1 m²あたり 10 倍液を 50ml)

・水性ゴキラート乳剤 (1 m²あたり 20～30 倍液を 50ml)

・サフロチン MC (1 m²あたり 10 倍液を 50ml)

・スミチオンゴキラート FL (1 m²あたり 10 倍液を 50ml)

薬剤使用量…(ア) ベイト工法は、通り道、隙間等にスポット処理

(イ) 残留噴霧法は、散布液として 50ml/m²を基準とする。

※定期施行以外であっても、施行の必要が生じた場合は、速やかに実施すること。

14. 給食施設等の消毒業務

(1) 施行時期

学期毎の給食開始の3日前まで(土日を除く)

(2) 施行場所

給食調理場(検収室、下処理室、洗浄室、配膳室、休憩室、食品倉庫、便所等も含む)の壁面、床全面及び什器類全面

(3) 業務内容

①給食調理場(検収室、下処理室、洗浄室、配膳室、食品倉庫、便所等も含む)の床全面及び什器類全面を殺菌消毒する。噴霧回数は2回とする。

その後トイレのドアノブ及び冷蔵庫の取っ手に消毒液を含ませた布等で清拭する。

②作業においては、食品を取り扱う施設であるため、予防衣及びヘアークャップを着用すること。

(4) 使用薬剤

塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩化ベンザルコニウム

15. スポットクーラー

フィルターは、汚れの状況に応じて洗浄を行うこと。なお、汚れがひどい場合や劣化が著しい場合は交換を行うこと。

※フィルター類を洗剤で洗浄する際は中性洗剤を使用すること。

16. その他

(1) 給食施設の窓ガラスは、1週間に1回以上の拭き取り清掃を行うこと。

(2) 給食施設の施錠及び開錠は、学校長の指示に従い行うこと。